

～令和2年春季全国火災予防運動の実施について～

◆令和2年春季全国火災予防運動を実施します。

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2 防火標語(2019年度全国統一防火標語)

『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

3 実施期間

令和2年3月1日(日)から3月7日(土)までの7日間

4 令和2年春季全国火災予防運動の重点目標

- (1)住宅防火対策の推進
- (2)乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3)放火火災防止対策の推進
- (4)特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5)製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6)多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7)林野火災予防対策の推進



★住宅防火 いのちを守る 7つのポイント – 3つの習慣・4つの対策 – ★

< 3つの習慣 >

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

< 4つの対策 >

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

5 住宅用火災警報器を設置しましたか？

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

児玉郡市広域消防本部管内(本庄市・美里町・神川町・上里町)の住宅用火災警報器の設置率は埼玉県下ワースト1です。住宅用火災警報器の設置がお済でない方は早急に設置を、既に設置されている方は定期的な点検の実施をお願いします。なお、住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。また、公益社団法人本庄市シルバー人材センターでは住宅用火災警報器設置取付けサービスを行っています。詳しくは消防本部又はお近くの消防署へお問い合わせください。

【問い合わせ先：児玉郡市広域消防本部予防課 0495-24-8392】